

ウインド・アンサンブル中山 団員規約

この団員規約(以下「本規約」という)は、市民吹奏楽団「ウインド・アンサンブル中山」(以下「楽団」という)の組織秩序の維持を目的として、組織および楽団員(以下「団員」)の活動条件に関する事項を定めたものである。

第1章 総則

第1条 名称および所在地

この楽団は、ウインド・アンサンブル中山と称し、所在地は原則として団長の居住地とする。

第2条 活動の目的

この楽団は、以下の事項を活動の目的とする。

- ① 吹奏楽を通じた団員相互の親睦
- ② 団員および楽団における吹奏楽の技術・表現力の向上
- ③ 活動を通じた地域文化の発展・向上への寄与

第3条 構成

この楽団は、第2章で定める団員と常任指揮者によって構成される。

第4条 楽団の運営および活動

この楽団は、すべての団員によって自主的かつ平等に運営され、第2条の目的を達成するために第4章で定める活動を団員によって行う。

第2章 団員

第5条 団員の定義

本規約において団員とは、本規約の内容に同意し、細則に定める手続きを経て正式に入団を認められた者をいう。

第6条 団員の権利・義務

- ① 団員は、平等に活動に参加し、楽団運営の方針・方法に対し発言・提案する権利を持つ。
- ② 団員は、楽団の定める諸規約を守り、積極的かつ主体的に活動に参画する義務を負う。

第7条 入団手続き

1. 新規に入団を希望するときには本人より団長にその意思を伝え、本規約の内容に同意することを双方で確認し、楽団指定の入団届を団長へ提出することにより手続きが完了する。
2. 前項の手続きが完了し、役員会の承認を受けることで入団を認められる。ただし、未成年者の場合は保護者の同意を必要とする。
3. この楽団は、毎年8月1日より翌年7月末日までの1年間(新規入団の場合は入団日より1年以内の7月末日まで)を団員資格有効期間とし、期間終了の前日までに団員から退団の申し出がなかった場合は、翌月から1年間、団員資格を自動継続するものとする。
4. 入団届の内容に変更が生じた場合、団員は速やかに団長へ報告し、入団届を更新しなくてはならない。
5. 入団に際して、楽器・譜面台など楽団で管理所有しないものの購入は、入団者本人が事前に行うことを原則とする。

第8条 欠席

団員は、活動を欠席する場合、事前にパートリーダーまでその旨を伝えなければならない。ただし、事由なき欠席は認められない。

第9条 除名処分

1. 団員は、以下の条件に該当した場合、役員会の審議により除名処分となることがある。なお、処分の決定は当該団員の自宅へ書面で通知するものとする。
 - ① 連続した3回の活動を、パートリーダーに連絡せず無断で欠席した場合
 - ② 楽団の定める諸規約に違反した場合
 - ③ 楽団の活動に対し怠慢な場合
 - ④ 許可なく楽団の金品を持ち出した場合
 - ⑤ その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為があった場合
2. 除名処分時点で当該団員に未納金がある場合は速やかに清算することとする。
3. 除名処分時点で当該団員より納入済みの団費および特別費については、原則として返金を行わない。

第10条 退団

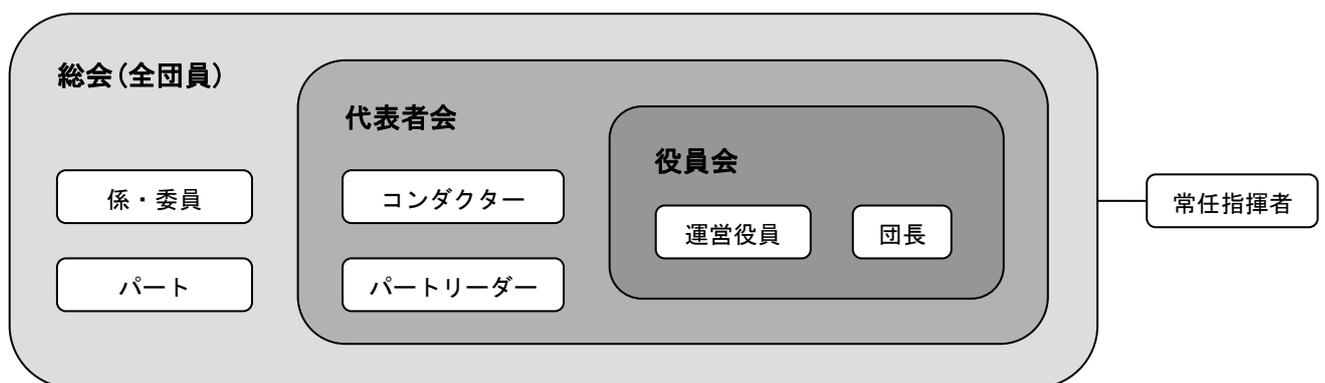
1. 団員は、楽団の活動が継続できないときには、その理由と活動終了の期日を書面等で団長に通知することで退団することができる。
2. 退団時点で申請者に未納金がある場合、原則として楽団より徴収を行う。
3. 退団時点で支払い済みの団費および特別費については、未到来月分のみ返金を行う。

第11条 パートの兼務・移籍

1. この楽団においてパートの兼務とは、演奏活動上、人数・構成が不足するパートを補うため、人数・構成に余裕のあるパートの団員が、一定期間において不足パートの奏者として所属・支援することを言い、兼務前後双方のパート全員の同意により認められる。
2. この楽団においてパートの移籍とは、本人の希望によって、所属するパートを永続的に他のパートへ変更することを言い、本人から団長にその意思を伝え、移動前後双方のパート全員と役員会の承諾により認められる。

第3章 組織

第12条 組織図



第13条 会議体

この楽団には以下の会議体を置く。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 代表者会

第14条 総会

1. 総会は、すべての団員で構成する楽団の最高承認機関であり、団長の召集により行う。
2. 毎年8月に行う年度総会のほか、役員および団員からの要請があった場合は臨時総会を行い、次の各号に定める内容について審議・承認する。

- ① 活動計画、予算計画、団長・運営役員の選出
 - ② 本規約の改廃
 - ③ 楽団の解散および解散後の残余財産の処分方法
 - ④ その他、役員会において全団員の承認が必要と認めた事項
3. 総会は全団員の過半数(委任状を含む)で成立し、役員会に属さない団員から議長を選出して行う。
 4. 総会議事のうち承認事項は出席者の過半数で可決する。なお、可否同数となった場合は議長の決定に委ねる。

第15条 役員会

1. 役員会は、団長(1名)と運営役員(4名)の役員で構成し、必要に応じて行う。
2. 役員会では、総会での承認事項を除く、楽団の運営に関する事項を審議・決定する。
3. 団長は楽団の代表として楽団全体を統括し、総会、代表者会、役員会を招集する。
4. 運営役員は、楽団内に設置する各係の統率、団長の補佐、団長不在時の任務代行を担う。
5. 役員の選出は、在籍1年以上の団員からの立候補を原則とし、総会での承認事項とする。
6. 役員の任期は年度総会から次の年度総会までの1年間とし、再任は妨げない。なお、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 代表者会

代表者会は、役員、コンダクター、パートリーダーで構成し、楽団の運営・演奏に関する課題についての意見交換を必要に応じて行う。

第17条 係(委員会)

1. 係(委員会)は、楽団運営の補佐を目的に役員会が設置し、次の任務を役員以外の団員で分担する。
 - ① 会計係
 - ② 渉外係
 - ③ 庶務係
 - ④ 楽譜係
 - ⑤ 企画係
 - ⑥ 定期演奏会実行委員会
2. 各係(委員会)の役割、定員数、人選は役員会が決定し、年度総会で新年度の運営体制を確定する。
3. 係員(委員)の選出は、団員からの立候補を原則とし、役員会での承認事項とする。
4. 係員(委員)の任期は年度総会より次の年度総会までの1年間とし、再任は妨げない。なお、補欠または年度途中で入団者の追加による係員(委員)の任期は前任者の残任期間とする。
5. 係(委員会)ではそれぞれの任務を遂行する責任者として、1名のリーダー(委員長)を互選で選出する

第18条 パート

1. この楽団は、練習活動の効率化および情報伝達の円滑化のため、楽器の種別で区分する組織(以下「パート」という)を、役員会が設置する。
2. パートでは責任者として、1名のリーダーを互選で選出する。

第19条 コンダクター

1. この楽団は、楽団内の演奏指導者として複数名のコンダクターを置く。
2. コンダクターの任期および選出、改選は役員に準ずる。

第20条 常任指揮者

常任指揮者は、楽団の推戴する外部の指導者であり、楽団の演奏活動における指導を楽団の委嘱により行う。

第4章 活動

第21条 練習活動

1. この楽団は、週に1回を基本に練習活動を実施する。
2. 実施する会場および時間帯は役員会で決定するものとし、中止、変更、追加についても同様とする。

第22条 演奏・レクリエーション・その他の活動

この楽団は、前条の練習活動のほか、以下の活動を行う。

- ① 定期演奏会の開催
- ② 地域で開催される行事・音楽会等への参加・出演
- ③ 合宿、レクリエーション
- ④ その他、第2条の活動目的達成のうえで役員会が必要と認めた活動

第23条 活動中の事故等

1. 楽団の活動に持ち込む団員個人の楽器およびその他の私物については、持ち込んだ団員の自己責任において管理するものとし、団員本人の不注意で生じた破損・汚損・紛失・盗難等の事故について、楽団は一切責任を負わないものとする。
2. 万が一、活動中に事故が生じた際は、当事者は直ちに役員まで連絡の上、当事者の加入する保険または当事者間における話し合いにより速やかに解決するものとする。

第5章 会計

第24条 団費

1. この楽団は、楽団運営の協力費(以下「団費」という)を団員から徴収し、活動の資金に充てる。
2. 団費は、月額2,000円(高校生以下は月額1,000円)とし、団員は月末までに楽団の会計係へ納入する。
3. 入団月の団費については徴収を行わない。ただし、再入団はこれに該当しないものとする。
4. 団費の金額の決定は総会の承認事項とし、徴収した資金の管理については会計係が行う。
5. 災害等やむを得ない事情で活動休止となった場合、その期間の団費徴収の方針は役員会で決定する。

第25条 特別費

この楽団は、第2章に定める活動目的達成のうえで役員会が必要と認めた場合、団費以外に特別費を徴収する。

第26条 会計年度

この楽団の会計年度は、毎年8月より起算、翌年7月末日までとし、8月より1月を上期、2月より7月を下期とする。

第27条 未納金

この楽団は、団員に支払義務が発生しているにも関わらず、前条に定める会計年度の上期・下期それぞれの期間内に支払われていない団費および特別費を未納金と称し、団員はこれを各期の末日までに全て清算しなければならない。また、会計係は団員に対しこれを督促する権利・義務を持つ。

第28条 予算計画

毎年度の予算計画は、前年度の終了後速やかに会計係が作成し、役員会の審議を経て総会の承認で決定する。

第29条 支出

1. 活動の必要経費は予算計画に基づき支出するものとし、会計係がその処理と管理を行う。
2. 予算計画内での支出および臨時の支出の決定は、以下の通りとする。
 - ① 予算計画内の支出および税別5,000円以下の支出は、本人からの申請に基づき会計係が行う。
 - ② 前号に当てはまらない支出に関しては、本人または会計係から役員会の事前承認を得なければならない。
 - ③ 予算計画外の支出があった場合、会計係は全団員にその内容と金額を報告するものとする。

第30条 慶弔金

この楽団は、団員の慶弔に際し、以下の基準で慶弔金を支払う。

- ① 結婚 10,000円（団員本人の場合）※団員同士の結婚の場合はそれぞれに支払う
- ② 死亡 10,000円（団員本人、団員の実父母・兄弟姉妹・配偶者・子の場合）

第31条 会計報告

会計係は、年度末に会計報告を作成し、次条に定める会計監査および総会において承認を受ける。

第32条 会計監査

1. この楽団は、1名の会計監査を置く。
2. 会計監査は会計報告の正当性を審査し、その旨を年度総会において報告する。
3. 会計監査の任期および選出、改選は役員に準ずる。ただし、役員および会計係との兼務は認められない。

附則 この規約の改廃は、総会において行う。

施行	平成	6年	10月	2日
改正	平成	8年	12月	13日
改正	平成	10年	6月	26日
改定	平成	12年	6月	2日
改定	平成	13年	4月	29日
改定	平成	14年	4月	28日
改定	平成	15年	4月	27日
改定	平成	16年	5月	1日
改定	平成	17年	4月	29日
改定	平成	18年	4月	29日
改定	平成	18年	5月	20日
改定	平成	19年	4月	29日
改定	平成	23年	4月	29日
改定	平成	27年	4月	29日
改定	平成	31年	4月	29日
改定	令和	2年	8月	31日
改定	令和	3年	8月	31日